HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法人課税の構造
Author(s)	小山, 光一
Citation	經濟學研究, 52(4), 1-20
Issue Date	2003-03-11
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/5993
Type	bulletin (article)
File Information	52(4)_p1-20.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 52-4
北海道大学 2003. 3

法人課税の構造

小 山 光 一

1．序論

本稿において，法人課税の枠組みの中で各経済主体の合理的な選択を検討し，この税制の中でどのようなメカニズムが生じているのかを検討する。国は，一定の税収を維持しながら，法人のインセンティブを誘発して社会的に望ましい政策目的を実現しようとしている。これに対し法人は，税法という制度の中で合理的な選択を行う。この結果，均衡が成立している。この場合，均衡において実現したものが，国の意図したものであるか否かによって租税政策の有効性が明らかとなる。

以上の議論は，まさに現代経済学におけるメカニズム・デザインの世界そのものである。税法という制度の下で法人は合理的な選択を行い，法人課税の枠組みの中で「制度の下での均衡」を論じることができることを示している。

本稿においては，法人のいくつかの合理的な選択を取り上げ，「制度の下での均衡」を考察する。最初に，事業所得者が個人事業者に留まるか，法人成りするかの合理的な選択を議論しよう。個人に留まるか法人成りするかという事業者の選択は，所得税と法人税という 2 つの制度に依存している。「制度の下での均衡」として，事業者は白色申告，青色申告，および法人成りを合理的に選択していることを示す。

第 2 に，減価償却において，償却期間の短縮が法人の租税負担に及ぼす影響を分析する。償却期間の短縮は，現在の租税負担を軽減することによって，投資水準を高める効果があると考えられている。しかし，赤字法人の場合，この租税政策は有効ではない。ここで注意すべきことは，現行の税法の下で，法人は赤字法人になることを合理的に選択しているということである。従って，法人の合理的な選択を踏まえて税法の体系を再検討しないと，租税政策の有効性は限定的になる。

第 3 に，引当金や租税特別措置は，法人の投資活動に影響を与えている。引当金や租税特別措置は，それぞれの政策目的を実現するため，資本コストを引き下げて投資の増加を図っている。しかし，この租税政策の有効性は，投資が利子率の変化に対して弾力的であるか否かに依存している。現実の日本経済をみると，低水準の利子率において，投資は利子率に反応していないように思われる。従って，引当金や租税特別措置の効果は極めて弱いと考えられる。

第 4 に，退職給与引当金と外形標準課税の問題を検討する。退職給与引当金は，大企業や特定の産業に多く利用されているため，不公平な税制として縮小されてきている。しかし，退職給与引当金の制度の下で，法人は利潤最大化という合理的な行動の結果として，雇用の確保を図ってきたのである。本稿において，退職給与引当金の縮小は，法人の労働需要を減少させることを示す。

外形標準課税については，これを導入する理由は，地方財政の危機と，法人事業税の税収の不安定さにある。しかし，この税は付加価値に含まれる賃金を課税対象としている。本稿では，このような外形標準課税は雇用を必ず減少させることを示す。

租税の負担は，最終的に個人ベースで判定す

る必要があり，個人をベースにした税制を構築することが必要である。法人に対する課税は転嫁され，最終的な税負担構造が曖昧になる。特に，外形標準課税のような法人の付加価値に対する課税は，個人の税負担構造を曖昧にし，経済の活力を失わせる可能性がある。

租税政策によって企業の活力を回復させようとしても限界があり，租税政策の有効性を慎重に検討する必要がある。限界を超えた租税政策は，本来の目的である企業活力の回復を達成できないばかりでなく，無意味に租税収入を減少させている。

2　法人課税の構造

法人課税は，一定の税収を確保しながら，租税政策として法人のインセンティブを誘発し政策目的の実現を図る制度である。税収の減少に繋がる法人の行動を厳しく規制する一方，法人にインセンティブを与えながら社会的に望ましい状態を実現させる政策がとられている。このような政策は，ある意味で，数理経済学におけるメカニズム・デザインの世界そのものである。

法人のインセンティブとは，法人税の軽減である。このインセンティブをどのような形で法人に与えるかが問題となる。この与え方は，会計上の利益を基礎にしながら，課税対象となる法人所得の調整を通して行われる。本来，収入（益金）なのに益金とみなさない益金不算入や，反対に収入とみなす益金算入がある。同様に，本来，費用（損金）なのに損金として認めない損金不算入や，費用として認める損金算入がある。従って，税法上の法人所得は以下のようになる。

法人所得＝会計上の利益＋（益金算入＋損金不算入）－（損金算入＋益金不算入）

この場合，益金算入と損益不算入は法人所得を増加させて法人税の負担を重くするのに対し，損益算入と益金不算入は税負担を軽くする。益金不算入，益金算入，損金不算入，および損金算入の具体的な例は以下の表 1 に示されている。

表 1　益金算入等の具体的な例

益金算入	引当金・準備金の要取崩額の益金算入 法人税から控除する外国子会社の外国税額の益金算入
益金不算入	受取配当の益金不算入 資産再評価益の益金不算入 還付金の益金不算入
損金算入	特別償却や準備金の損金算入 繰越欠損金の損金算入
損金不算入	役員賞与の損金不算入 減価償却超過額の損金不算入

以下では，益金と損金の調整についてみていこう。まず，益金の調整としてここでは受取配当の益金不算入を取り上げる。

受取配当益金不算入

法人擬制説の立場から二重課税を防止することを目的に，個人株主に対し配当税額控除，法人株主に対して受取配当の損金不算入制度が存在する。後者の制度によって，法人は株式を保有するインセンティブが誘発され，株価の安定や株式の持ち合いなどに効果があると考えられている。

具体的に，受取配当の益金不算入額 A は，受取配当 D から負債利子 R を控除した金額の一定割合 α である。つまり，

$$A = \alpha(D - R)$$

租税対策としては，α の調整が行われており，平成 14 年度現在，株式保有割合が 25% 以上の親子関係の株式のとき $\alpha = 1$，親子関係以外の株式のとき $\alpha = 0.5$ に設定されている。シャウプ税制以来，いずれの株式においても $\alpha = 1$ であったが，昭和 63 年の改正で親子関係の株式を除き $\alpha = 0.8$ に引き下げられ，さらに平成 14 年度以降は $\alpha = 0.5$ になっている。このような改正を通じて，法人の株式保有のインセンティ

ブは弱めらてきている。

次に，損金の調整であるが，ここでは，交際費，寄付金，役員報酬等，棚卸資産，減価償却，および引当金と租税特別措置を以下で順番にみていく。

交際費

交際費が大きくなると法人所得が減少し，一定の税収が確保できなくなる。このため，交際費について厳しい規制が設けられている。交際費の損金不算入のルールは，以下のように定められている。

(1) 交際費Cが定額基準額B以下のとき，損金不算入額Aは，交際費Cの一定の割合βである。つまり，$C \leq B$ のとき，$A = \beta C$。

(2) 交際費Cが定額基準額Bを超えるとき，損金不算入額Aは，定額基準額に達するまでの部分はβの割合，定額基準額を超えた部分は全額である。すなわち，$C > B$ のとき，$A = (C - B) + \beta B$。

平成14年度現在，$\beta = 0.2$ である。つまり，交際費が定額基準額Bに達するまで，8割が損金となり，2割が損金に算入されない。定額基準額Bは，法人の資本金の額により2つに分類され，資本金が5千万円以下のとき $B = 400$ 万円，資本金が5千万円超のとき $B = 0$ である。つまり，資本金が5千万円を超える法人の場合，交際費の全額が損金不算入となる。

このルールの特徴は，第1に安定した税収の確保が図られていることであり，過大な交際費は法人税収に全く跳ね返らない構造になっている。定額基準額を超える交際費はすべて損金とはならないので，交際費が増加しても法人所得は不変で，法人税は交際費の影響を全く受けない。

第2に，租税政策としての役割であり，定額基準額Bや損金不算入割合βを変化させて，主に中小企業に活力を与える役割を担っている。

寄付金

寄付金についても交際費と同様で，一定の税収を確保するため，厳しい規制となっている。寄付金は，大きく以下の3つに分類される。

① 国や地方公共団体などに対する指定寄付金
② 特定公益増進法人に対する寄付金
③ 一般の寄付金

上記の①の寄付金の場合，寄付金の全額が損金算入される。②と③の寄付金の場合は，損金算入に限度額が設定されている。この損金算入の限度額Bは，資本金Kの0.25%と所得金額Yの2.5%の合計額の半分である。すなわち，

$$B = \frac{1}{2}\left[\frac{2.5K}{1000} + \frac{2.5Y}{100}\right]$$

この基準は，寄付金の上限を企業規模(資本金)と支払能力（所得金額）を基に設定している。

②と③の寄付金の場合は，この基準額を超えた金額は損金にはならないため、法人の寄付行為は強く抑制されている。例えば，②又は③の寄付金の場合，資本金1億円で所得が5千万円の法人の場合，損金算入の限度額はわずか75万円にすぎない。

役員報酬・賞与・退職給与

使用人の給与，賞与，および退職給与は損金算入であり，役員賞与は損金不算入である。問題は，役員の報酬や退職給与の取扱いである。これらの金額は損金算入になるので，役員は意図的にこれらの金額を大きくし，法人税の負担の軽減を図る可能性がある。これを防止するため，過大な役員の報酬や退職給与は損金不算入としている。

このような措置は，税収の確保とともに，企業内の所得分配の公平性をある程度維持させる役割をもっていると考えることができる。

棚卸資産

棚卸資産の評価は，法人所得の計算上，損金

である売上原価を確定することになる。当期の売上原価 C_t は，期首棚卸高 I_{t-1} に当期仕入高 ΔI_t を加え，期末棚卸資産の評価額 I_t を控除したものである。つまり，$C_t = I_{t-1} + \Delta I_t - I_t$。ここで，$I_{t-1}$ と ΔI_t は既知なので，期末棚卸資産の評価額 I_t を決めれば，売上原価 C_t が確定する。期末棚卸資産の評価額 I_t をできるだけ低くすれば，売上原価は大きくなり，法人所得は低下して，法人税の負担は軽くなる。

棚卸資産の評価方法としては，主に原価法と低価法がある。原価法は，取得価格を基礎とするもので，具体的な方法として，個別法，先入先出法(FIFO)，後入先出法(LIFO)，総平均法，移動平均法，単純平均法，最終仕入原価法，および売上還元法がある。低価法は，原価法により計算された評価額と期末時価のうちいずれか低い金額を期末評価とする方法である。低価法による取得価格の取り扱い方法として，洗替え方式と切放し方式の 2 つがある。洗替え方式とは，前期繰越額を評価する際に，前期末の原価法による評価額を用いて計算する方法で，税法の原則となっている。これに対し，切放し方式とは，前期繰越額を評価する際に，低価法による評価額を用いる方法である。

法人は，棚卸資産の種類などに応じ最も有利な方法を合理的に選択できる一方，棚卸資産の評価に一定の制約を加えて法人税収の確保が図られている。

減価償却

減価償却についても，税法はインセンティブを誘発する制度となっている。減価償却費は損金となるため，できるだけこの費用を大きくすると所得が減少し，法人税の負担が軽くなる。このため，減価償却のうち損金となる金額には限度額が設けられ，これを超えた減価償却費は損金とはしない。逆に，減価償却費を上限より低くしても，その分だけ法人の税負担が高くなるだけである。従って，税法は限度額まで償却することを法人に求めていないが，法人は法人税を最小にするため，減価償却費を限度額いっぱいまで利用することを合理的に選択する。

償却の方法としては，主に定額法と定率法がある。建物は定額法であるが，その他の有形資産は定額法でも定率法でもよく，各法人は償却方法を合理的に選択できる。

定額法は，耐用年数にわたって均衡に減価償却する方法である。具体的に，定額法の償却限度額 D_1 は，取得価格 P から廃棄する場合の見積価格である残存価値 P_0 を差し引いた金額を耐用年数 T で割った値である。つまり，

$$D_1 = \frac{P - P_0}{T}$$

もし初年度の特別償却が行われる場合，取得価格 P の一定の割合 β が新たに償却することが認められるので，初年度の償却限度額 D_1 は

$$D_1 = \frac{P - P_0}{T} + \beta P$$

一定期間の割増償却の場合，割増率を γ とすると償却限度額 D_1 は

$$D_1 = (1 + \gamma)\frac{P - P_0}{T}$$

となる。

定率法の場合，減価償却資産の未償却残高に一定の償却率を掛けた金額を償却限度額としている。定率法の償却率は，

$$1 - \left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{1}{T}}$$

である。この場合，n 年目の償却限度額は

$$P\left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{n-1}{T}}\left[1 - \left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{1}{T}}\right]$$

となる。初年度の特別償却のとき，定額法と同様に，初年度の償却限度額は

$$P\left[1 - \left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{1}{T}}\right] + \beta P$$

一定期間の割増償却の場合，割増償却率を γ とすると n 年目の償却限度額は，

$$\left[-P\gamma+P\left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{1}{T}}\right](1+\gamma)^{n-1}\left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{n-2}{T}}\left[1-\left(\frac{P_0}{P}\right)^{\frac{1}{T}}\right]$$

となる。

このように特別償却や割増償却は，一定期間，損金算入額を増加させることによって法人の税負担を軽減している。

引当金と租税特別措置

引当金や租税特別措置は，ある政策目的を実現するため，法人所得の一部を非課税にして税負担を軽減するというインセンティブを法人に与え，その目的の実現を図るものである。引当金としては，退職給与引当金や貸倒引当金が挙げられる。租税特別措置の目的と主な項目は，以下の通りである。

Ⅰ　貯蓄の奨励
- ①　障害者の少額預金の利子の非課税
- ②　配当所得の特例
- ③　生命保険料控除
- ④　損害保険料控除
- ⑤　勤労者財産形成住宅・年金貯蓄の利子の非課税

Ⅱ　内部留保の充実
- ①　青色申告特別控除
- ②　異常危険準備金
- ③　中小企業の貸倒引当金の特例
- ④　同族会社の留保金課税
- ⑤　特別修繕準備金

Ⅲ　技術の振興および設備の近代化
- ①　中小企業投資促進税制
- ②　増加試験研究費等の税額控除
- ③　エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
- ④　中小企業等基盤強化税制
- ⑤　中小企業新技術体化投資促進税制
- ⑥　医療用機器等の特別償却
- ⑦　技術等海外所得の特別控除
- ⑧　船舶等の特別償却
- ⑨　事業革新設備等の特別償却
- ⑩　プログラム等準備金

Ⅳ　環境改善，地域開発等の促進
- ①　公害防止設備の特別償却
- ②　特定災害防止準備金
- ③　低開発地域等工業用機械等の特別償却
- ④　自由貿易等における工業用機械等の税額控除
- ⑤　航空機燃料税の税率の特例

Ⅴ　資源開発の促進等
- ①　海外投資等損失準備金
- ②　使用済核燃料再処理準備金

租税政策の方法は，以下の(1)〜(4)に分類できる。

(1)　税額控除

法人税額から特定の金額の一定割合を控除し，法人税を減免する。例えば，中小企業投資促進税制の場合，取得価額の30％の特別償却と７％の税額控除（但し，法人税額の20％を上限）のいずれかを選択できる。

(2)　所得控除

特定の収入や所得の一定の割合を損金に算入し，法人税を減免する。例えば，技術等海外所得の所得控除の場合，技術等海外取引（コンサルティング業務）がある場合，その収入の12％（所得金額の15％を限度）を損金にできる。

(3)　特別償却
- ①　初年度の特別償却：特定の償却資産について，取得時に，取得価格の一定割合の償却を認めて，課税を繰り延べる。
- ②　一定期間の割増償却：特定の償却資産について，一定期間にわたり，普通償却限度額の一定割合の償却を認め，課税を繰り延べる。

(4)　準備金

引当金と租税特別措置の準備金は，将来発生することが予想される支払いに備え，あらかじめ非課税で積み立てる制度である。但し，引当金や準備金の繰入には上限額が設定

免　　税	所得控除，税額控除
課 税 の 繰り延べ	減価償却(特別償却，割増償却)，引当金・準備金

されており，この限度額以下の繰入のみが損金に算入される。

以上の 4 つの方法は，以下の表で示されるように免税と課税の繰り延べに区別できる。

租税特別措置における税額控除，特別償却，割増償却，および準備金ごとの具体的な例と，各項目別の減収額は右の表 2 に示されている。

以上から、国は一定の税収を維持しながら、法人に対し利己心を誘導する制度を提示して、社会的に望ましい状態の実現を図っていることがわかる。これに対し法人は、与えられた税法という制度の下で合理的な選択を行っている。国と法人の間において「制度の下での均衡」が成立し、この均衡において税収の水準と租税政策の有効性が決定されている。

以下では、法人税の背後にある法人の合理的な選択を考察し、租税政策の限界と問題点を明らかにしていく。

3．個人と法人の選択

まず，事業者が個人事業者に留まるか法人成りするのかの合理的選択を考えてみよう。事業者は初めから白色申告者，青色申告者，または法人と区別されているわけではない。事業者は，事業の所得やその他の状況を考えて，自ら白色申告，青色申告，または法人のいずれかを選択している。この結果，白色申告と青色申告の個人事業者は所得税を納め，法人は法人税を納めている。以下では，白色申告，青色申告，または法人成りに関する事業者の合理的選択を検討し，「制度の下での均衡」がどのように成立しているのかを明らかにしよう。

表 2．租税特別措置と減収額（2001 年度）

平年度減収額（単位・億円）

法人税	＜特別償却＞	
	公害防止用設備の特別償却	110
	医療用機器等の特別償却	150
	電線類地中化設備の特別償却	10
	船舶等の特別償却	20
	特定高度技術産業集積地域産業用設備の特別償却	30
	事業革新設備等の特別償却	10
	特定電気通信設備等の特別償却	30
	再商品化設備等の特別償却	40
	特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却	20
	低開発地域等工業用機械等の特別償却	60
	＜割増償却＞	
	経営基盤強化計画等に係る機械等の割増償却	30
	優良賃貸住宅等の割増償却	10
	倉庫用建物等の割増償却	20
	＜準備金＞	
	海外投資等損失準備金	10
	特定災害防止準備金	10
	ガス熱量変更準備金	10
	プログラム等準備金	20
	使用済核燃料再処理準備金	280
	原子力発電施設解体準備金	170
	異常危険準備金	170
	特別修繕準備金	30
	中小企業等の貸倒引当金の特例	290
	＜税額控除＞	
	増加試験研究費等の税額控除	410
	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（特別償却との選択）	480
	中小企業新技術体化投資促進税制（同上）	570
	中小企業等基盤強化税制（同上）	50
	事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除（同上）	10
	自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除	20
	製品輸入等が増加した場合の税額控除	120
	中小企業投資促進税制（同上）	1,450
	＜所得控除＞	
	技術等海外所得の特別控除	20
	農業協同組合等の課税の特例	10
	＜その他＞	
	同族会社の留保金課税の特例	210
	特定の基金に対する負担金等の損金算入	20
	合　　計	4,900

白色申告

まず，個人事業者の白色申告者と青色申告者，および法人の 3 つについて税制上の違いを明確にしていこう。白色申告の個人事業者は，税制上の特典をほとんど受けていない。白色申告の場合，親族に支払う給与は必要経費に算入されないし，給料は受け取った親族の所得にならない。さらに，必要経費となる事業専従者控除額 D_w は，定額限度額 d_w と所得限度額のいずれか低い方である。ここで，所得限度額とは（専従者控除の控除前）所得 Y を n 人の事業専従者と事業者本人の総数（n＋1）で割った金額である。よって，事業専従者控除額 D_w は

$$D_w = \min\left\{d_w,\ \frac{Y}{1+n}\right\}$$

となる。定額限度額 D_w は，平成 14 年度現在，配偶者の場合 86 万円，配偶者以外の親族の場合 50 万円である。

白色申告者の課税所得は，収入から必要経費を控除した事業所得[1]Y から，事業専従者控除 D_w と所得控除 D_H を差し引いた金額である。所得税額 T_w は，これに所得税率 t_w を掛けた金額なので，

$$T_w = t_w[Y - D_w - D_H] \tag{1}$$

となる。

青色申告

個人の青色申告者は，白色申告と比べると，多くの税法上の特典がある。主なものを挙げると，第 1 に，親族に支払う給与が専従者給与として経費となる。第 2 に，定額の青色申告特別控除が受けられる。この金額は，平成 14 年度現在，正規の簿記の原則で記帳した場合 55 万円，その他の場合は 10 万円である。第 3 に，退職給与引当金，貸倒引当金，および租税特別措置の中小企業者向けの特別償却を利用でき，さらに純損失の繰越控除が 3 年間認められる。したがって，青色申告になると，個人事業者は法人とほぼ同様の特典が与えられている。

ここで重視するのは第 1 の点で，青色申告者の場合，事業専従者に支払う給与は適正な水準である限り必要経費に算入される。この制度によって，事業主は事業所得を分割し累進税率を回避することができる。

以下では具体的に事業所得の分割とそれに伴う所得税を検討してみよう。事業収入から必要経費を差し引いた事業所得を Y とする（脚注 1 参照）。いま，n 人の事業専従者がいて，1 人当たりの専従者給与が等しい金額 W を受け取る場合を考えてみよう。事業所得 Y は，事業主本人の所得 Y − nW と，各事業専従者の給与 W に分割される。まず，事業主本人の課税所得 Y_T^H は，所得 Y − nW から青色申告特別控除 d_b と所得控除 D_H を差し引いた金額なので，

$$Y_T^H = Y - nW - d_b - D_H$$

となる。いま，所得税率を $t(Y_T^H) \equiv t_b^1$ とおくと，事業主本人の所得税額は $t_b^1 Y_T^H$ となる。

問題なのは，各事業専従者についての取り扱いである。事業専従者の給与は，通常のサラリーマンと同様に，給与所得控除が利用でき，さらに所得控除として基礎控除が利用できる。つまり，サラリーマンと同じ特典をすべての事業専従者が受けることができる。具体的には，各事業専従者の課税所得 Y_T^1 は，専従者給与 W から給与所得控除 $\delta(W)$ と所得控除 D_0（主に基礎控除のみからなる）を差し引いた金額で，

$$Y_T^1 = W - \delta(W) - D_0$$

1）税法上、事業所得は、事業収入から必要経費（専従者給与（控除）を含む）と青色申告特別控除（青色申告の場合のみ）を控除した金額として定義される。しかし、本来の事業所得の意味を明確にするために、以下では、事業収入から必要経費（専従者給与（控除）を除く）のみを控除した金額として事業所得を定義している。

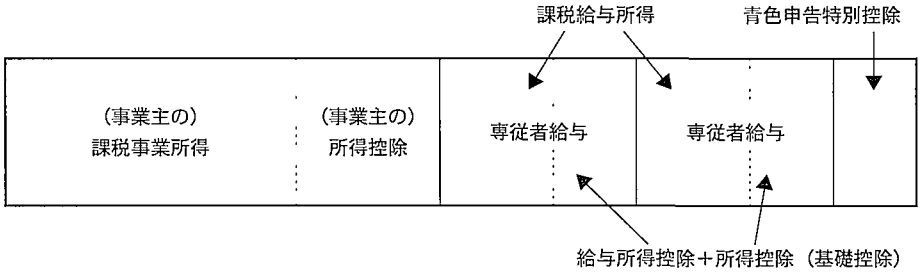

図 1　事業所得の分割

となる。ここで，D_0 もすべての専従者にとって等しいと仮定する。所得税率を $t(Y_T^1) \equiv t_b^2$ とおくと，n 人いる事業専従者の所得税の合計額は，$nt_b^2 Y_T^1$ となる。以上から，事業主本人と事業専従者の所得税の合計額 T_b は，

$$T_b = t_b^1 \left[Y - nW - d_b - D_H\right] + nt_b^2 \left[W - \delta(W) - D_0\right] \tag{2}$$

となる。

図 1 は専従者が 2 人の場合の事業所得の分割を示している。以上の議論を明確にするため，具体的な例を以下に示そう。

《例》 事業収入から必要経費を差し引いた事業所得 Y が 1000 万円であるとしよう。事業専従者は妻と母で，二人に 250 万円ずつを専従者給与 W として支払うとしよう。この場合，事業所得は分割され，事業主本人に 500 万円，妻と母に 250 万円ずつとなる。いま，事業主の所得控除 D_H を 150 万円とすると，事業主本人の課税所得 Y_T^H は，青色申告特別控除（d_b =55 万円）も控除して，295 万円となる。従って，所得税の税率 $t_b^1 = 0.1$ で，所得税額は 29.5 万円となる。

次に，妻と母の給与収入 W=250 万円については，サラリーマンと同様に，給与所得控除 δ(W) が適用され，それぞれの給与所得 W − δ(W) は 157 万円となる。さらに，妻と母は，所得控除が利用でき，基礎控除（D_0=38 万円）が控除できる。従って，それぞれの課税所得は 119 万円，それぞれの所得税額は税率 $t_b^2 = 0.1$ で 11.9 万円となる。

以上から，本来の事業所得 1000 万円にかかる所得税額は，事業主の 29.5 万円と妻と母それぞれの 11.9 万円の合計額である 53.3 万円となる。この所得税額を本来の事業所得 1000 万円で割った実効税率は 5.33% にすぎない。この例で，もし専従者給与が必要経費とならない場合，課税所得は 795 万円となり，所得税額は 126 万円となる。所得税額の格差は 72.7 万円に達する。

法人成り

法人の場合，従業員の給与を自由に決められるばかりでなく，事業主自身の報酬が給与にできる点で青色申告者よりも有利である。いま，個人事業者との比較を行うため，前述の青色申告と同じ状況を考える。法人所得に事業主本人の給与 W_H と n 人の家族従業員の給与 nW を含めた金額を Y とすると，法人の納める法人税と所得税の合計額 T_c は，

$$T_c = t_c \left[Y - W_H - nW\right] + t_y^1 \left[W_H - \delta\left(W_H\right) - D_H\right] + nt_y^2 \left[W - \delta(W) - D_0\right] \tag{3}$$

となる。右辺の第 1 項は，法人所得に対し法人税率 t_c で課税したときの法人税額を示して

表 3　専従者給与（控除）の状況

所得者区分	青色申告者				白色申告者			
	納税者数（千人）	専従者のある者		専従者 1 人当たり平均給与額（千円）	納税者数（千人）	専従者のある者		専従者 1 人当たり平均控除額（千円）
		割合（%）	1 人当たり専従者数（人）			割合（%）	1 人当たり専従者数（人）	
事業所得者	1,185	59.4	1.27	2,232	1,031	18.2	1.10	763
（内訳）営業所得	957	57.9	1.24	2,075	681	19 6	1.10	763
農業所得	68	88.8	1 63	1,982	63	51.7	1.20	757
その他事業	161	55.3	1.19	3,492	287	7.4	1.10	778
その他所得者	1,155	12.6	1.13	1,898	3,902	0.6	1.10	670
合　計	2,340	36.3	1.24	2,180	4,933	4.3	1.10	753

（出所）　国税庁企画課編『平成 12 年分　申告所得税の実態』

いる。第 2 項と第 3 項は，それぞれ事業主本人と n 人の家族従業員の所得税を示しており，t_y^1 と t_y^2 は所得税率である。

(3)式では，法人税引後の法人所得は法人に内部留保され，事業主は配当として受け取らないと仮定している。もし法人所得を全額，配当として受け取ると，(3)式は以下のようになる。

$$(3')\quad \begin{aligned} T_c &= t_c\left[Y - W_H - nW\right] \\ &+ \left[t_y^1\left\{\left(W_H + A\right) - \delta\left(W_H\right) - D_H\right\} - \beta A\right] \\ &+ nt_y^2\left[W - \delta(W) - D_0\right] \end{aligned}$$

ここで，$A = (1 - t_c)\left[Y - W_H - nW\right]$ は配当を示し，右辺の第 2 項の βA は控除率 β のときの配当税額控除額を示している。

白色申告と青色申告の選択

白色申告と青色申告の選択に際し重要な点は，所得の大きさと事業専従者の有無である。いま，事業専従者が存在しないとしよう。このとき，白色申告の場合，(1)式において $D_w=0$ となり，所得税額 T_w は

$$(1')\quad T_w = t_w\left[Y - D_H\right]$$

となる。青色申告の場合は，(2)式において $W=0$ となるが，新たに青色申告に伴うコスト C がかかるので，事業者の負担額は

$$(2')\quad T_b + C = t_b^1\left[Y - d_b - D_H\right] + C$$

白色申告の方が青色申告よりも選択される条件は，$T_w < T_b + C$，つまり(1')と(2')より，

$$(4)\quad t_b^1 d_b < C$$

となる。つまり，青色申告特別控除 d_b に所得税率 t_b^1 を掛けた金額が，青色申告に伴うコスト C 以下ならば白色申告を選択する。具体的に，$t_b^1=0.1$，$d_b=55$ 万円のとき，(4)の左辺は 5.5 万円である。たとえ所得税率が最高の 37% であっても，(4)の左辺は 20.35 万円にすぎない。一般に，C はこれらの金額よりも大きいと考えられる。従って，事業専従者がいなければ，青色申告を選択するインセンティブはほとんど存在しなくなる。

事業専従者の有無が青色申告と白色申告の選択を決定づけているということは，実際のデータでも確認できる。表 3 は専従者給与(控除)の状況を示したものである。まず白色申告と青色申告の納税者数を比較すると，全体では，白色申告が約 493 万人であるのに対し青色申告は約 234 万人で，白色申告の方が青色申告の約 2 倍である。次に，専従者のある割合をみると，全体では，青色申告の場合は 36.3%，白色申告は 4.3% で，圧倒的に専従者のいない人が白色申告を選択していることがわかる。

表 4　専従者給与（控除）の経緯

	主な改正項目
1952 年	青色申告専従者控除（但し，配偶者を除く）の創設 （5 万円を限度に必要経費）
1954 年	配偶者も青色申告専従者控除の対象にする （7 万円に引き上げ）
1961 年	① 青色専従者控除を 12 万円に引き上げ ② 白色専従者控除の創設（7 万円） ③ 個人事業者とのバランスをとるため，サラリーマンに配偶者控除を創設（基礎控除と同額で 9 万円）
1968 年	青色専従者給与の完全給与制
1972 年	青色申告者本人の控除として青色申告控除制度の創設
1973 年	「みなし法人課税」の創設により，青色申告事業者は自らの事業主報酬を給与として受け取ることが認められる。
1992 年	① 「みなし法人課税」の廃止（1993 年以降廃止） ② 青色申告特別控除の創設

青色申告の専従者給与（控除）の経緯は，表 4 にまとめられている。シャウプ勧告（1950 年）では，青色申告の場合でも，親族の事業専従者に対する給与や控除は認めていなかった。1952 年に初めて，配偶者を除く事業専従者に専従者控除が認められ，上限つきで必要経費に算入することができるようになった。その後，徐々に青色申告の専従者控除が引き上げられ，1968 年には現行のような完全給与制になり，事業所得の分割が推進されてきた。さらに，1973 年には「みなし法人課税」が認められ，家族の事業専従者ばかりでなく，事業者自身も事業主報酬（給与）を受け取ることが認められた。この場合，青色申告の個人事業者は，通常のサラリーマンと同じように給与所得控除が利用でき，法人成りしなくても法人のメリットを受けることが可能となった。しかし，1993 年以降，「みなし法人課税」は廃止され，事業所得の分割に一定の歯止めがかけられてきた。

このような制度改正を通じて重要な点は，制度改正を通じて青色申告を選択するインセンティブが高められるとともに，税負担のバランスを図る観点から，白色申告の専従者控除の創設やサラリーマンの給与所得控除の引き上げが行われてきたことである。この結果，「制度の下での均衡」として所得税の空洞化が生じているのである。

青色申告と法人成りの選択

次に，個人事業者が法人成りするか個人事業者に留まるかの合理的な選択を検討しよう。いま，法人成りを考えるのは，青色申告と法人のボーダーラインにいる事業者である。法人成りする主な理由は，事業者本人が報酬（給与）を受け取り，事業所得を一層分割できることである。いま，事業者の合理的な選択を考えてみよう。事業者の問題は，(3)式で示される税額が最低になるように自分自身の給与 W_H を決定することである。家族従業員の給与 W と所得控除 D_H を一定とすると，Y は一定なので，(3)式を W_H で微分すると，

$$(5)\qquad \partial T_c / \partial W_H = -t_c + t_y^1 \left[1 - \delta'\left(W_H\right)\right]$$

となる。ここで，$\delta'\left(W_H\right) > 0$，$\delta''\left(W_H\right) < 0$ である。いま，事業所得 Y は低い水準であるケースを考察し，以下の仮定をおく。

仮定 1：$t_c > t_y^1 \geq t_y^2$

このとき(5)式と仮定 1 より $\dfrac{\partial T_c}{\partial W_H} < 0$ となる。つまり，事業者自身の報酬 W_H を増加させれば税負担 T_c を軽減できる。従って，事業者の合理的な選択は，自らの給与 W_H をできるだけ大きくし，$W_H = Y - nW$ に設定することである。

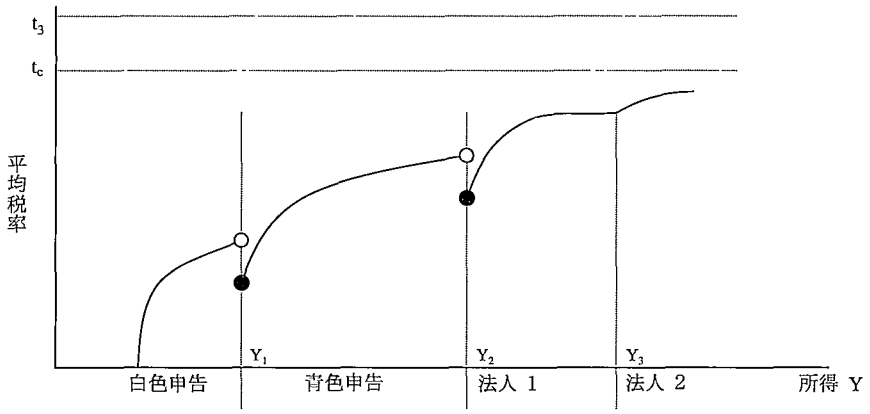

図 2　事業者の平均税率

この式を(3)式に代入すると

$$(3'')\qquad T_c = t_y^1\left[Y - nW - \delta(Y - nW) - D_H\right] + nt_y^2\left[W - \delta(W) - D_0\right]$$

この場合，法人は赤字法人になり，法人税の負担は無い。現実に，資本金が小額な法人は赤字法人である合理的な理由はここにある。

(2)と(3'')を比較して，法人成りのインセンティブを検討しよう。法人成りするのは，青色申告のときの納税額 T_b が，法人成りしたときの税額 T_c と法人成りの費用 C*の合計額よりも高いことである。つまり，

$$T_b \geq T_c + C^*$$

(2)と(3'')式を用い，$t_y^1 = t_b^1$ および家族従業員の給与 W と所得控除 D_H, D_0 が同一であると仮定すると，法人成りする条件は以下のようになる。

$$(6)\qquad C^* + t_b^1 d_b \leq t_y^1 \delta\left(W_H\right)$$

ここで，$W_H = Y - nW$。(6)式の左辺は一定であり，事業主の報酬 W_H が十分大きければ，法人成りが行われることがわかる。具体的に，d_b =55 万円，$t_b^1 = t_y^1 = 0.2$ とすると，法人成りする事業主の給与 W_H は，給与所得控除額 $\delta(W_H)$ について，$\delta\left(W_H\right) > 5(C^* + 11)$ を満たす水準である。

同族会社

最後に，比較的所得の高い同族会社の合理的な選択を検討しよう。この法人の合理的な選択は，(3)式で示される税負担額を最小にする事業主の給与 W_H を選択することである。いま，簡単化のため，(3)式において家族従業員の給与 W と所得控除 D_H, D_0 を一定として，右辺の第 1 項の nW，第 2 項の D_H および第 3 項全部を削除する。このとき，(3)式は以下のようになる。

$$T_c = t_c\left[Y - W_H\right] + t_y^1\left[W_H - \delta\left(W_H\right)\right]$$

右辺の第 1 項が法人税で，第 2 項が事業主の給与所得に対する所得税であり，一方の増加は他方の減少になる。よって問題は，一定の Y の下で税負担 T_c を最小にする W_H，$0 \leq W_H \leq Y$，を選択することである。

いま，給与所得 $W_H - \delta\left(W_H\right)$ の大きさに応じて以下のような 3 つの所得税率，t_1, t_2, および t_3 を設定する。

（i）$0 \leq W_H - \delta\left(W_H\right) \leq W_1$ のとき税率 t_1

（ii）$W_1 < W_H - \delta\left(W_H\right) \leq W_2$ のとき税率 t_2

（iii）$W_2 < W_H - \delta\left(W_H\right)$ のとき税率 t_3

また，法人税率は t_c で，

仮定 2：$t_1 < t_2 < t_c < t_3$

を仮定する。このとき，事業主の最適な選択は，給与所得を W_2 に設定することである。実際，(5)式より，$0 \leq W_H - \delta\left(W_H\right) \leq W_2$ のとき，$t_y^1 = t_2$ なので $\partial T_c / \partial W_H < 0$。さらに，$W_2 < W_H - \delta\left(W_H\right)$ のとき，$t_y^1 = t_3$ なので，$\partial T_c / \partial W_H > 0$。従って，税負担額 T_c が最小になるのは給与所得が $W_H - \delta\left(W_H\right) = W_2$ のときで，所得税率が法人税率よりも一段階低い税率 t_2 のときである。従って同族会社の税負担 T_c は

$$
\begin{aligned}
T_c &= t_c\left[Y - W_2 - nW\right] \\
&\quad + t_2\left[W_2 - \delta\left(W_2\right) - D_H\right] \\
&\quad + nt_y^2\left[W - \delta(W) - D_0\right]
\end{aligned}
\tag{3''}
$$

となる。

事業主は，税負担を最小にするため自分の給与所得を法人税率よりも 1 段階低い税率の金額 W_2 に設定し，残りの $(Y - W_H)$ は法人所得として法人税率 t_c で課税されることを選択する。この法人税引後の金額 $(1-t_c)(Y - W_H)$ を内部留保すれば，所得税はこれ以上一切かからないことになる[2)]。

ここで重要な点は，所得税の最高税率 t_3 で課税されることはないということである。最高税率をいくら高く設定しても，同族会社は以上に述べた合理的な選択の結果，所得税の最高税率を回避できるのである。同族会社は，所得税の最高税率とは無縁なのであり，最高税率の所得税を引き下げても，同族会社の事業主の働くインセンティブは全く影響を受けないのである。

平均税率の変化

白色申告から青色申告，法人へと変化すると，平均税率はどのように変化していくのであろうか。この平均税率の変化を示したのが図 2 である。ここでは，法人とは法人成りしたばかりの零細な法人や前述の同族会社を考えている。

いま、図 2 で示される平均税率を(1)−(3), (3′), および(3″)式を用いて求めてみよう。以下では簡単化のため、青色申告の専従者給与や法人の家族従業員の給与に対する課税は無視する。従って，(2), (3′), および(3″)式の右辺の第 2 項、および(3)式の右辺の第 3 項は無いものとする。まず，白色申告の場合，(1)式において D_W と D_H を一定にして，平均税率 T_w/Y を求めることができる。

2）以上のように，同族会社は高い所得税率を回避するため，配当や賞与を低く設定し，利益を社内に過大に留保する傾向がある。このため，同族会社の留保金に対し，以下のような課税が行われている。

課税対象となる課税留保金額 R_T は，当期留保金額 R から留保控除金額 D を控除した金額である。つまり，

$$R_T = R - D$$

当期留保金額 R とは，留保所得金額 R^0 から（所得税控除後の）法人税と住民税を差し引いた金額であり，

$$R = R^0 - (T_c - T_y) - 0.207T_c$$

である。ここで，右辺の第 2 項は（所得税控除後の）法人税を示しており，法人税 T_c から利子などの源泉徴収済みの所得税 T_y を差し引いた金額である。また，右辺の第 3 項は住民税を示しており，法人税 T_c の 20.7% と想定されている。

次に，留保控除金額 D とは，以下の①〜③の 3 つの基準額のうち一番大きい金額である。

① 積立金基準額．資本金 K の 25% から利益積立金 f を差し引いた金額，

② 所得基準額：所得 Y の 35%，

③ 定額基準額：1,500 万円

すなわち，

$$D = \max\ \{0.25K - f, 0.35Y, 1500\text{万円}\}$$

留保金額に対する税率は，課税留保金額に応じて累進的であり，課税留保金額が 3000 万円以下のとき税率 10%，3000 万円を超え 1 億円以下のとき税率 20%，1 億円を超える場合税率 20% となっている。

租税対策として，法人税しかかからない留保金に対し課税することにより，配当へのインセンティブを誘発している。また，留保金課税の税率を一定期間引き下げて，中小法人の内部留保の充実を図っている。

次に、青色申告の場合，(2)式を用い，d_b と D_H を一定にして平均税率 T_b/Y を得る。白色申告と青色申告の境界を Y_1 とすると，Y_1 は $T_w = T_b + C$ を成立させる Y の値である。具体的に Y_1 は，(1)と(2)式において，$t_w = t_y^1 = t_y$，および W は Y に依存し W=W(Y)とすると，

$$t_y\left[nW(Y) + d_b\right] = t_y D_w + C$$

を満足する Y の値である。$Y = Y_1$ のとき，$T_w = T_b + C$ かつ　$C > 0$　なので、

$$\frac{T_w}{Y} > \frac{T_b}{Y}$$

が成立する。

法人の場合，前述のように、所得が低いケースと、所得が比較的高い同族会社のケースの 2 つに分け，前者を法人 1，後者を法人 2 と呼ぶことにしよう。法人 1 の場合、税負担を示す(3')式を用いて，平均税率 $\left(T_c/Y\right)_1$ を求めることができる。青色申告と法人 1 との境界の所得 Y_2 は，(6)式を等号で成立させる Y の値である。$Y = Y_2$ のとき，$T_b = T_c + C^*$ が成立し，$C^* > 0$ より，

$$\frac{T_b}{Y} > \left(\frac{T_c}{Y}\right)_1$$

が成立する。

法人 2 の場合，税負担を示す(3")式を用いて平均税率 $\left(T_c/Y\right)_2$ を求めることができる。法人 1 と法人 2 の境界の所得 Y_3 は，

$$Y - nW(Y) = W_2$$

を満足する Y の値である。$Y = Y_3$ のとき，

$$\left(\frac{T_c}{Y}\right)_1 = \left(\frac{T_c}{Y}\right)_2,$$

$$\frac{\partial\left(T_c/Y\right)_1}{\partial Y} < \frac{\partial\left(T_c/Y\right)_2}{\partial Y}$$

が成立する。

図 2 から，事業者の直面している税率構造は，通常想定しているようなものではないことがわかる。事業者は税負担の最小化を図るため白色申告，青色申告，および法人のいずれかを合理的に選択しており，この結果，累進構造は不連続で，所得税の最高税率とは無縁の構造になっている。

4．減価償却と租税負担

ここでは，減価償却期間の短縮が法人の租税負担にどのような影響を及ぼすかを検討しよう。減価償却期間の短縮とは，具体的には，初年度の特別償却や耐用年数の改定などである。

いま，減価償却資産の取得価額を P，残存価額を P_0 とする。このとき，減価償却の期間が 2 期間のケースと 2 期間を 1 期間に短縮したケースを比較してみよう。もし 2 期間にわたって普通に減価償却した場合，毎期 $(P - P_0)/2$ だけ減価償却され，減税額 Δ_1 の現在の価値は

$$\Delta_1 = \frac{\left(P - P_0\right)t_c}{2}\left[1 + \frac{1}{1+r}\right]$$

となる。ここで，r は利子率であり，t_c は法人税率を示している。次に，1 期目で全額 $(P - P_0)$ が減価償却されると，1 期目の減税額は $(P - P_0)t_c$ であるが，2 期目の減税は無いので，2 期間にわたる減税額 Δ_2 は

$$\Delta_2 = \left(P - P_0\right)t_c$$

となる。

上記の 2 つのケースを比較すると，1 期目で全額を減価償却する方が，1 期目では減税額が $(P - P_0)t_c/2$ だけ増加するが，2 期目では減価償却が無くなるため，$(P - P_0)t_c/2$ だけ増税となる。結局，1 期目で全額の減価償却を認めると，減税額 $(\Delta_2 - \Delta_1)$ は

$$\Delta_2 - \Delta_1 = \frac{\left(P - P_0\right)t_c}{2}\left[1 - \frac{1}{1+r}\right]$$

となる。この結果から，減価償却期間を短縮した場合の効果は，利子率 r と法人税率 t_c に依存することがわかる。特に，利子率が高いとこ

の政策の効果は大きいが，利子率がゼロに近いと，この政策の効果はほとんど無いことがわかる。

以上の議論は，2 期間とも法人所得が黒字の場合である。2 期目間とも赤字の場合は，明らかに，初年度の特別償却の効果は全く無い。以下では，その他の 2 つのケースを検討しよう。

ケース1：1 期目が赤字で，2 期目が黒字のとき

普通に減価償却した場合，毎期$(P-P_0)/2$だけ減価償却されるが，1 期目の減価償却額は赤字のため税負担の軽減に繋がらない。しかし，もし 1 期目の減価償却分が欠損の繰越によって 2 期目に繰り越せるとすると，減税額Δ_1は，

$$\Delta_1 = \frac{t_c\left(P-P_0\right)}{1+r}$$

次に，1 期目で全額$(P-P_0)$が減価償却されると，1 期目には減税とならず，2 期目に欠損の繰越によって繰り越すと，減税額Δ_2は，

$$\Delta_2 = \frac{t_c\left(P-P_0\right)}{1+r}$$

となる。上記の 2 つのケースを比較すると，初年度の特別償却の効果は無いことがわかる。

ケース2：1 期目が黒字で，2 期目が赤字のとき

普通償却のとき，1 期目の減価償却額のみ税の軽減となり，2 期目の減価償却は減税とならないので，減税額Δ_1は，

$$\Delta_1 = \frac{t_c\left(P-P_0\right)}{2}$$

次に，1 期目で全額$(P-P_0)$が減価償却されると，1 期目に全額が税の軽減に結びつくので，減税額Δ_2は，

$$\Delta_2 = t_c\left(P-P_0\right)$$

となる。明らかに，初年度の特別償却の効果は強いことがわかる。

以上の結果を法人の合理的行動を踏まえて考えてみよう。前節で議論したように，零細な法人は合理的な選択の結果として赤字法人を選択している。この赤字法人に対して減価償却期間の短縮という租税政策は，無効な政策となる。租税政策を有効にするには，法人の合理的な行動をより慎重に考慮する必要がある。

5．投資行動と資本コスト

租税政策の重要な焦点は，資本蓄積である。ここでは，法人の財源調達方法として借入れと内部留保の 2 つを考え，初年度の特別償却や耐用年数の短縮が，資本コストの引き下げを通して，資本蓄積にどのような影響を及ぼしているかを検討しよう。ここで，資本コストとは，投資を行う上で最低限必要とされる収益率である。以下で，初年度の特別償却や耐用年数の改定などの租税政策は，どのように資本コストを引き下げ，投資を増加させるのかを具体的に検討しよう。

いま，1 単位の投資の増加を考えよう。投資支出のうち f の割合は初年度の特別償却の対象となっているとしよう。残りの$(1-f)$の割合は a%の率で通常の減価償却が行われるとする。

借入れの場合

法人税率をτとすると，第$t-1$期の借入額は，特別償却により$f\tau$だけ減少するので，$(1-f\tau)$である。1 単位の投資の増加は，収入をpF_K，支払利子を$r(1-f\tau)$，法人税を$\tau\left[pF_K - r(1-f\tau) - a(1-f)\right]$，経済的減耗を$\delta(1-f\tau)$だけ増加させる。ここで，$pF_K$は資本の限界生産力の価値を示している。以上より，投資を 1 単位増加したときの利潤の増加は，

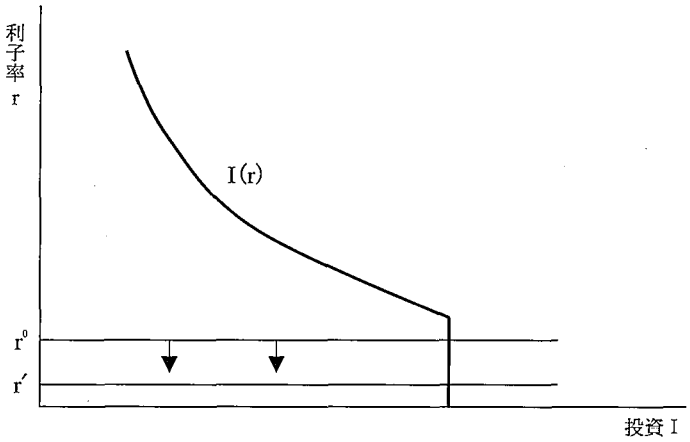

図 3　企業の投資需要

$$pF_K - r(1-f\tau) - \tau\left[pF_K - r(1-f\tau) - a(1-f)\right] - \delta(1-f\tau) = 0$$

最後の等号は，利潤最大化の必要条件である。従って，

$$pF_K = r(1-f\tau) - a\tau\left(\frac{1-f}{1-\tau}\right) + \delta\left(\frac{1-f\tau}{1-\tau}\right)$$

この場合，資本コストはこの式の右辺の値である。租税政策により資本コストがどのように引き下げられているのかをみるため，以下で 2 つの特別なケースを取り上げる。

(ケース 1) 通常の減価償却のみの場合（つまり，$f=0$）このとき，

$$pF_K = r + \frac{\delta - a\tau}{1-\tau}$$

もし経済的な減価償却率 δ が税法の減価償却率 a に等しいとき，

$$pF_K = r + \delta$$

が成立する。従って，もし $a > \delta$ ならば，資本コストは低下する。

(ケース 2) 初年度の 100% の特別償却（つまり，$f=1$）

$$pF_K = r(1-\tau) + \delta$$

この場合，資本コストは，利子率 r に法人税率 τ を乗じた $r\tau$ だけ低下する。

内部留保の場合

1 単位の投資の増加は，収入を pF_K，法人税を $\tau\left[pF_K - a(1-f)\right]$，経済的減耗を $\delta(1-f\tau)$ だけ増加させる。以上より，投資を 1 単位増加したときの利潤の増加は，

$$pF_K - \delta\left[pF_K - a(1-f)\right] - \delta(1-f\tau)$$

この値は，他の資産運用した場合の収益，$(1-m)r(1-f\tau)$，に等しいことが必要である。ここで，m は利子所得に対する所得税率を示している。従って，

$$pF_K - \tau\left[pF_K - a(1-f)\right] - \delta(1-f\tau) = (1-m)r(1-f\tau)$$

整理して，以下の式を得る。

$$pF_K = \left[(1-m)r + \delta\right]\frac{1-f\tau}{1-\tau} - \frac{\tau a(1-f)}{1-\tau}$$

前のケースと同様，以下の 2 つの特別なケースを考えよう。

(ケース 1) 通常の減価償却のみの場合（つまり，$f=0$）

このとき，

$$pF_K = \left[\frac{1-m}{1-\tau}\right]r + \frac{\delta - a\tau}{1-\tau}$$

もし経済的な減価償却率δが税法の減価償却率aに等しいとき，

$$pF_K = \left[\frac{1-m}{1-\tau}\right]r + \delta$$

が成立する。従ってもし $a > \delta$ ならば，資本コストは低下する。

(ケース 2) 初年度の100%の特別償却（つまり，f=1）のとき

$$pF_K = r(1-m) + \delta$$

この場合，資本コストは，利子率rに所得税率mを乗じたrmだけ低下する。

租税政策の限界

以上の結果から，特別償却や耐用年数の短縮は，投資の資本コストを低下させて，投資水準を高めるように意図されていることがわかる。ところが，図3で示されている状況を考えてみよう。この状況は，利子率rが低い水準では企業の投資需要I(r)が一定となり，たとえ利子率が低下しても，投資需要は全く増加しないケースである。わが国の現状は，この状況に近いと考えられる。この場合，特別償却や耐用年数の短縮といった租税政策は，資本コストをr^0からr'に引き下げるが，投資需要を全く増加させない。この点で，わが国の租税政策の限界を認識すべきである。

6．退職給与引当金

法人税の引当金の繰入と積立金の累積過程を検討し，引当金の動学過程を考察してみよう。以下で用いられる退職給与の要支給額とは，使用人が全員，自己都合で退職したと仮定した場合の退職給与の合計額である。退職給与引当金の積立額の上限は，当期退職給与の要支給額の一定割合βである。いま，第t期において，当期末の退職給与の要支給額をd_t，前期末の退職給与の要支給額をd_{t-1}，期末の退職給与引当金の積立額をF_t，給与総額をW_tとする。このとき，第t期の繰入限度額p_tは以下の3つの基準に従って決定される。

① 発生額基準：$d_t - d_{t-1}$

② 累積限度額基準：$\beta d_t - F_{t-1}$

③ 給与総額基準：αW_t

ここで，βとαの値は平成14年度現在，$\beta = 0.23$，$\alpha = 0.06$である。退職給与の支給が労働協約によって定められているとき，③の制約は無くなり，上記の①と②のうちのいずれか低い金額となる。就業規則で退職給与の支給を定めている場合，上記の①，②，及び③のうち一番低い金額が繰入限度額になる。すなわち，

$$p_t = \min\left\{d_t - d_{t-1}, \beta d_t - F_{t-1}, \alpha W_t\right\}$$

もし退職者が出た場合には，引当金を取り崩す必要がある。いま，前期末の退職給与の要支給額d_{t-1}のうち退職者の分がη_tとすると，発生額基準と累積限度額基準は，以下のように修正される。

① 発生額基準：$d_t - (d_{t-1} - \eta_t)$

② 累積限度額基準：$\beta d_t - (F_{t-1} - \eta_t)$

ここで，退職給与引当金における繰入と積立金のダイナミックな動きを検討してみよう。毎年n人が入社し，m年会社に在籍し，m年目末の直前に退職するケースを考えよう。また，一人当たりの使用人が自己都合で退職した場合の退職金は毎年同じでdであるとしよう。このとき，前期末の退職給与の要支給額は，$n(m-2)d$である。なぜなら，当期末の使用人のうち，新入社員と退職者は前期末から在職していないので，前期末退職給与の要支給額には含まれないためである。当期末の退職給与の要支給額は，$n(m-1)d$である。実際，当期末において退職者を除く全員が使用人となっているためである。従って，①の発生額基準は，$n(m-2)d - n(m-1)d = nd$となる。②の累積限度額基準において，累積限度額は当期末の退職給与の要支給額$n(m-1)d$の一定割合βであ

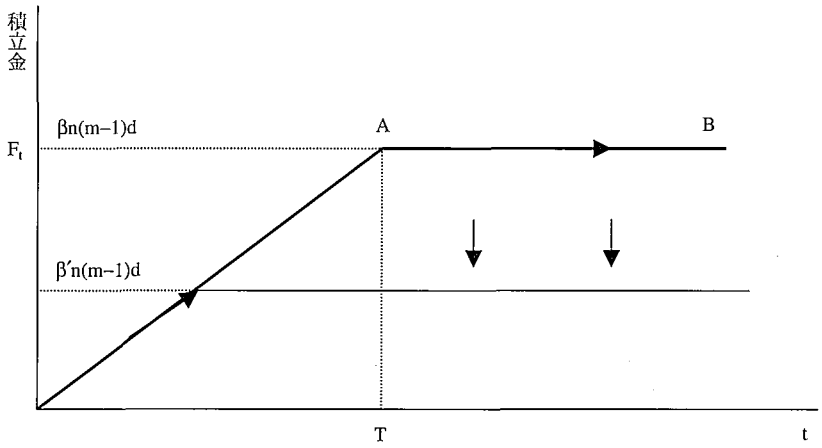

図 4　退職給与引当金の積立過程

る。このとき，繰入限度額 p_t は以下のようになる。

$$(7)\qquad p_t = \min\left\{nd,\ \beta n(m-1)d - F_{t-1}\right\}$$

ここで，③の基準は無視する。

以上の設定で，各時点の繰入限度額と引当金積立額を具体的に計算してみよう。いま，$T \geq \beta(m-1) > T-1$ を満足するある時期 T が存在すると仮定しよう。また，$t=0$ のときの引当金の積立額 $F_0=0$ とする。このとき，$t=1$ のとき，繰入限度額は発生額基準で決定されるので(7)式より $p_1 = nd$, 引当金の積立額は $F_1 = F_0 + p_1 = nd$ となる。任意の時期 t について，

(i) $1 \leq t < T$ のすべての t について，繰入限度額 $p_t = nd$, 引当金の積立額は $F_t = F_{t-1} + p_t = tnd$

(ii) $t = T$ のとき，繰入限度額は累積限度額基準で決定し，$p_T = \beta n(m-1)d - (T-1)nd$ となる。実際，T の設定により，$T \geq \beta(m-1)$ なので，これを書き換えると，

$$nd \geq \beta n(m-1)d - (T-1)nd$$

が成立する。よって(i)より，$F_{T-1} = (T-1)nd$ なので，上記の p_T の式を得る。また，積立金については，$F_T = F_{T-1} + p_T = \beta n(m-1)d$ が成立する。

(iii) $t > T$ のとき，繰入限度額は累積限度額基準で決定し $p_t = 0$, 積立額は $F_t = \beta n(m-1)d$ となる。

図 4 において，OA は積立金が累積していく過程であり，AB は積立金が累積額の上限に達している状況を示している。いま，累積限度の割合を β から β′ に引き下げると，累積の上限は下方にシフトする。積立金の累積限度の割合の引き下げは，非常に強い衝撃を法人に与える。非課税の繰入が無くなくなると，従来のように雇用を維持することによる税制上のメリットが失われ，法人は雇用政策の大幅な変更が迫られることになる。この点を次節で検討する。

7．法人課税と雇用

外形標準課税と雇用

平成 15 年度以降，法人事業税に外形標準課税が導入されることが決まっている。外形標準課税を導入する主な理由は，危機的な地方財政の状況の中で，法人所得のみに課税する法人事業税の税収が極めて不安定であるためである。全法人の約 7 割の赤字法人は事業税を一切払わないため，地方公共サービスの受益と負担の関係が不明確になっている点も改正理由の 1

つに挙げられる。

外形標準課税は，事業活動の規模に応じて課税するもので，事業活動の規模の指標として以下で定義される付加価値と資本金が用いられる。

付加価値額＝±単年度損益＋報酬・給与額
　　＋純支払利子＋純支払賃借料

平成14年度現在，法人事業税は法人税と同じ法人所得に対して税率9.6％で課税している。外形標準課税の総務省案では，従来の法人所得に対し税率4.8％，付加価値に対し税率0.66％，資本金に対し税率0.48％で課税するとしている。但し，資本金1千万円未満の法人は年4.8万円を限度としている。平成15年度に実施される税制改革案では，従来の法人所得に対し税率7.2％，付加価値に税率0.48％，資本金に税率0.2％を課税するとしている。但し，課税は資本金1億円超の法人に限定される。

以下では，このような外形標準課税の導入は，企業の雇用を減少させることを証明しよう。資本蓄積を阻害することも，以下の労働Lを資本Kに置き換えることによって証明できる。いま，簡単化のため，生産要素は労働Lのみとし，生産関数をF(L)とする。生産物の価格を1とし，賃金率をwとしよう。このとき，企業の利潤π_0は

(8)　$\pi_0 = F(L) - wL$

となる。課税所得をπとすると，事業税T_bは損金になるため，

(9)　$\pi = \pi_0 - T_b$

となる。事業税の外形標準課税の場合，所得以外に給与などの付加価値に課税されるが，ここでは所得と給与に課税されるとしよう。すなわち，

(10)　$T_b = t_b^1 \pi + t_b^2 wL$

ここで，t_b^1は所得にかかる事業税の税率，t_b^2は賃金wLにかかる事業税の税率を示している[3]。(9)と(10)より，課税所得πは

(11)　$\pi = \dfrac{\pi_0 - t_b^1 wL}{1 + t_b^1}$

いま，法人税の税率をt_c，住民税の税率をt_Rとすると，法人税と住民税の合計額T_cは

(12)　$T_c = t_c (1+t_R) \pi$

(10)-(12)より，法人税，住民税および事業税の合計額は，

(13)　$$(T_c + T_b) = \frac{\left[t_c\left(1+t_R\right) + t_b^1\right]\left(\pi_0 - t_b^2 wL\right)}{1+t_b^1} + t_b^2 wL$$

税引き後の法人所得(利潤)π_Tは，(13)式より，

(14)　$$\pi_T \equiv \pi_0 - (T_c + T_b) = \frac{1 - t_c\left(1+t_R\right)}{1+t_b^1}\left[\pi_0 - t_b^2 wL\right]$$

(8)式を(14)式に代入し，π_Tを最大にする雇用量L^*を求めると，

$$\frac{\partial \pi_T}{\partial L} = \frac{1 - t_c\left(1+t_R\right)}{1+t_b^1}\left[F'(L^*) - \left(1+t_b^2\right)w\right] = 0$$

よって，

(15)　$F'(L^*) = \left(1+t_b^2\right)w$

が成立する。

いま，従来のように，事業税が法人所得に対してのみ課されるケースと比較してみよう。この場合，$t_b^2 = 0$で，(15)より税引き後の利潤最大となる雇用量$\hat{L}$は，$F'(\hat{L}) = w$を満足する。

3）外形標準課税は，正確には，$T_b = t_b^1 \pi + t_b^2 [\pi + wL]$となる。右辺の第1項は所得への課税を示し，第2項は付加価値への課税を示している。ここでは，表記を簡単にするため(10)式の設定にしている。

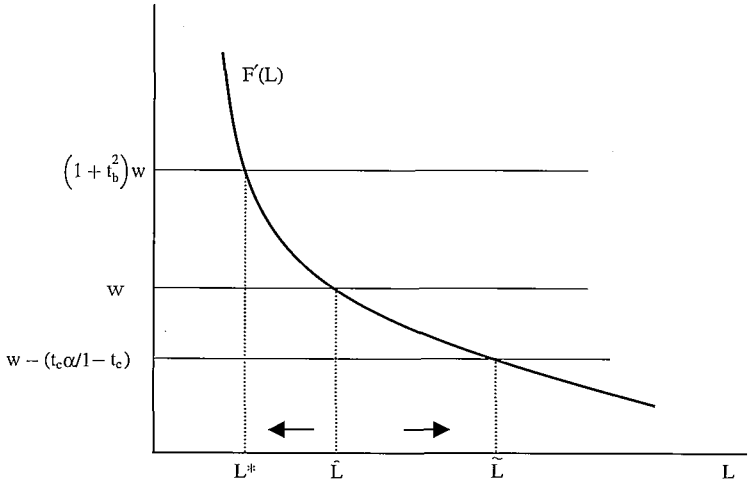

図 5　外貨標準課税と退職給与引当金の雇用への影響

このとき，外形標準課税が課されたときの雇用量L*は，従来の所得のみに課税するときの雇用量L̂よりも小さくなる。これは，生産関数F(L)は収穫逓減を示すならば明らかであろう。図 5 は，この状況を示している。

引当金と雇用

従来，企業において雇用が安定していた理由は，退職給与引当金や賞与引当金によって雇用の確保が法人の利潤最大化行動と一致していたことにある。退職給与引当金や賞与引当金の場合，雇用を増加させれば多くの非課税の引当金を繰り入れられることができる。このため法人は，雇用を確保することによって非課税の引当金を利用し，法人税負担を軽減して，利潤最大化を図ってきた。

いま，退職給与引当金や賞与引当金が雇用を増加させることを示そう。上記と外形標準と同様のモデルを用いるが，ここでは簡単化のため住民税と事業税は割愛する。これらの引当金によって労働者一人当たりαだけ非課税の引当金が繰り入れられるとする。このとき，非課税な引当金はαLで，法人税T_cは

$$T_c = t_c\left[F(L) - wL - \alpha L\right]$$

となる。ここで，未来の法人所得（利潤）はF(L)－wLである。法人税の税引き後利潤π_Tは，

$$\pi_T \equiv \left[F(L) - wL\right] - T_c \tag{16}$$
$$= \left(1 - t_c\right)\left[F(L) - wL\right] + t_c\alpha L$$

従って，引当金の非課税によって$t_c\alpha L$だけの利益を法人は得たことになる。(16)より，π_Tは雇用量Lの関数なので，π_Tを最大にする雇用量L̃で，

$$\frac{\partial \pi_T}{\partial L} = \left(1 - t_c\right)\left[F'(\tilde{L}) - \left(w - \frac{t_c\,\alpha}{1 - t_c}\right)\right] = 0$$

が成立し，

$$F'(\tilde{L}) = w - \frac{t_c\,\alpha}{1 - t_c}$$

を得る。従って，図 5 で示されているように，引当金が存在すると雇用量はL̂からL̃に増加することがわかる。

近年の税制改革において，賞与引当金が廃止され，退職給与引当金が縮小し，さらに外形標準課税の導入が新たに決定したことは，企業の労働需要を一層減少させ，失業率の増加を引き起こすことになる。

8．結語

現在，租税政策にあまりの大きな期待が寄せられている。しかし，租税政策は非常に限定的な効果しかなく，租税政策によって現在の日本経済の不況を克服しようとしても無理であることを認識すべきである。所得税の最高税率の引き下げは，経済の活力を生むためとしているが，実態は経済の活力に結びつくよりも，所得分配の不公平を生じさせている。また，租税特別措置も投資の利子弾力性がほとんどゼロの状況ではその効果は極めて弱いと考えられる。

外形標準課税は，地方税収が安定するという近視眼的な政策によって選択されるが，この結果，法人に負担をかけ雇用を不安定にする。法人に増税するのではなく，個人ベースで税制を考え，個人ベースの負担構造が明確な税制を採用していくべきである。税制で無理やり経済状況を回復させようとしても不可能である。むしろ，過度な期待で税制改革を行うのではなく，租税政策の限界を分析した上で，税収の確保を踏まえた税制改革を慎重に行う必要があると考える。

参考文献

大蔵省財政史室編『昭和財政史　昭和27年～48年度　第6巻　租税』東洋経済新報社，1990。

国税庁企画課編『税務統計から見た申告所得税の実態』財務省印刷局，各年版。

国税庁企画課編『税務統計から見た法人企業の実態』財務省印刷局，各年版。

小宮隆太郎『現代日本経済研究』東京大学出版会，1975。

財務省『税制調査会資料』。

野口悠紀雄『税制改革の構造』東洋経済新報社，1986年。

Atkinson, Anthony B., and Joseph E. Stiglitz, *Lectures on Public Economics*, McGraw-Hill, 1987.

King, Mervyn, *Public Policy and the Corporation*, Chapman and Hall, 1977.